

2012年4月

(公財)京都市国際交流協会

国際理解教育教材貸出規定

<貸出条件>

1. 貸出の申請ができる人は、京都地域の学校、教育機関、及び団体の方です。
2. 貸出した教材は、国際理解教育及び開発教育のイベントや授業を目的としたものを使用してください。営利活動に使用することはできません。
3. 貸出は無料です。
4. 貸出期間は原則 2 週間以内です。但し、込み合う時期には期間短縮をお願いする場合があります。貸出期間を延長したい場合は、事前に相談してください。

<貸出手続き>

1. 「貸出教材一覧」から、ご希望の教材を選んでください。
2. 希望教材の予約状況を、お電話で確認してください。予約状況により、貸出できない場合があります。
3. 「貸出申請書」に必要事項を記入し、(公財)京都市国際交流協会まで FAX、郵送、メール、または直接提出してください。
4. 教材の引渡しは京都市国際交流会館 2F 図書・資料室で行いますので、直接ご来館の上受け取ってください。返却の場合も同様です。郵送を希望される場合は、送料を負担していただきます。
5. 貸出・返却時間は 9 : 30 ~ 20 : 30 です。但し、毎週月曜日(祝日の場合はその翌日の祝日でない日)、と年末年始は休館日となりますので注意してください。

<その他>

1. 故意、または不注意により借り受けた教材を紛失、破損した場合は、補修や再購入にかかる費用を負担していただく場合があります。
2. 予約を受けても破損等により貸し出せない場合があります。

問合せ先：

(公財) 京都市国際交流協会 事業課

京都市左京区粟田口鳥居町2-1

TEL 075-752-3511

FAX 075-752-3510

メール office@kcif.or.jp